

# 三豊市教育大綱



令和2年度～令和5年度

香川県三豊市

## 基本理念

# 夢にチャレンジ

情報技術が飛躍的に進化し、グローバル化が進展する予測困難な社会でも、子どもも大人も夢や希望を抱ける環境を作ります。

その上で、変化する社会の中でも人と人とのつながりや豊かな自然環境を大切にして、夢と希望を実現するための知性、感性、創造力に富む人材の育成に努めます。

## 基本目標

1. 夢を抱き可能性にチャレンジできる多様な選択肢と教育機会の提供
2. 自ら学び、思考力・判断力・表現力を高め、生きる力を培う教育の充実
3. 夢や情熱を育てる文化芸術・スポーツの振興と地域の伝統・文化の継承・発展
4. 絆を強め、学校・家庭・地域が連携して取り組む青少年の健全育成
5. 一人ひとりの多様性と人権が尊重される地域・まちづくり

# 主要施策

## 1. 夢を抱き可能性にチャレンジできる多様な選択肢と教育機会の提供

子どもたちが将来への夢を抱き、その実現に向けて多様な選択肢の中から可能性にチャレンジすることができるよう教育機会の拡大を推進します。

また、市民一人ひとりが、あらゆる機会・場所で学習することができ、その学習や活動で得た知識・能力を生かし、豊かな地域づくりに貢献できる仕組みをつくります。

### 重点項目

- 子どもの能力を最大限に伸ばすことができる支援体制の構築を図ります。
- 将来の夢の実現に向けて、多様な領域等に興味や本物への憧れを抱き、主体的に探究できる教育機会の拡大を図ります。
- ライフステージに合わせ、市民が生きがいを感じる学びの場を提供します。

## 2. 自ら学び、思考力・判断力・表現力を高め、生きる力を培う教育の充実

教育の第一義的責任は家庭にあり、家庭教育はすべての教育の出発点です。子どもたちにとって心のよりどころとなる家庭を、関係機関や地域全体で支え、支援していく体制づくりに努めます。

また、確かな学力や豊かな心、健やかな体力づくりの一層の充実を推進し、子どもたちがこれからの変化の激しい社会に対応できる生きる力を育てます。

### 重点項目

- 子どもたちの生きる力の育成に向け、論理的思考力の基礎となる母国語教育の充実を図りながら、主体的・対話的で深い学びのある授業をめざします。
- グローバル社会に対応していくための外国語教育・ICT活用能力等の向上に向けて教育環境の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園・小学校・中学校など、学校と家庭・地域が連携した指導体制の強化を図ります。
- 基本的生活習慣の定着、食育の推進や運動の習慣化等、子どもたちの健康増進や体力の向上をめざします。
- 家庭と連携しながら一人ひとりの個性や個人差を認め尊重する教育をめざします。

### 3. 夢や情熱を育てる文化芸術・スポーツの振興と地域の伝統・文化の継承・発展

誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会をめざし、環境づくりや支援を行いながら、子どもたちの夢や情熱を育み、選択できるスポーツの維持に努めます。

さらに、トップアスリートと連携し、スポーツの裾野の拡大を図ります。

市民主体の文化芸術活動を促進し、広く市民が良質な文化芸術にふれあうことのできる機会の拡充に取り組みます。

また、関係機関と連携をとりながら、指定文化財等の適切な保護及び活用に努めます。

#### 重点項目

- 市内スポーツ施設の有効活用や多様なスポーツ活動の普及促進に取り組み、世代間交流を推進します。
- 地域のスポーツ団体やスポーツクラブの活動をより充実させ、運動習慣の定着と体力の向上に努めます。
- トップアスリートを招へいしたスポーツ教室やプロスポーツを見学する機会を拡充します。
- 子どもたちの感性や創造力が磨かれるプロの芸術家・音楽家など、本物に触れる機会をつくれます。
- 豊かな感性や情操を育むため、地域の人々を指導者とした参加型体験学習を実施し、ふるさとの歴史・文化の伝承に努めます。
- 文化財の保存・活用と次世代への継承に努めます。

## 4. 絆を強め、学校・家庭・地域が連携して取り組む青少年の健全育成

青少年が健やかに育成されるよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携強化を図り、総合的な青少年の健全育成活動に取り組みます。

また、市民が子どもの見守り活動などに積極的に参画し、地域での防犯意識の向上や有害環境の浄化に努め、青少年を守る啓発活動に取り組みます。

### 重点項目

- 0歳から18歳までの子どもの包括的子育て支援の充実を図ります。
- ゲーム依存症などから子どもを守るため、家庭を含む情報モラル教育の充実に努め、学校・家庭の連携強化を図ります。
- いじめを許さない心を育むなど、規範意識や自立意識の向上のための体験活動・事業を実施します。
- 学校や地域でのあいさつ運動やふれあい活動を推進し、青少年が健やかに育成される、安全・安心な地域づくりを推進します。
- 学校や地域の関係団体と協力して子どもを見守り育てるため、コミュニティスクール制度の普及に努めます。

## 5. 一人ひとりの多様性と人権が尊重される地域・まちづくり

日本国憲法の三大原則のひとつである、基本的人権（自由権・平等権・社会権・基本的人権を守る権利等）の尊重が私たちの社会を形づくっていることを深く認識し、人権問題を自分事として捉えられるよう、多文化共生社会の実現に向けて、人権教育の充実を図ります。

また、現実に存在するあらゆる差別やいじめを、主体的になくしていく意欲・行動力を持った人材を育成します。

### 重点項目

- 地域と連携し、社会教育施設等で人権教育に対する理解と認識を深めるための研修会・講座等を開催し、学習活動の充実を図ります。
- 人権教育教材集、人権教育紙芝居などを活用し、人権問題を解決する行動力の育成に努めます。
- 学校教育では、なかまとのつながりや自分を成長させる集団づくりを図ります。
- 多文化共生社会（ダイバーシティ）への理解と認識を深めるための教育・啓発に努めます。
- 児童虐待の早期発見と子どもを守る地域社会づくりに努めます。